

四半期報告書

(第123期第1四半期)

日本郵船株式会社

東京都千代田区丸の内二丁目3番2号

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	6
第2 【事業の状況】	7
1 【生産、受注及び販売の状況】	7
2 【事業等のリスク】	7
3 【経営上の重要な契約等】	7
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	8
第3 【設備の状況】	19
1 【主要な設備の状況】	19
2 【設備の新設、除却等の計画】	20
第4 【提出会社の状況】	21
1 【株式等の状況】	21
2 【株価の推移】	27
3 【役員の状況】	27
第5 【経理の状況】	28
1 【四半期連結財務諸表】	29
2 【その他】	44
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	45

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年8月13日

【四半期会計期間】 第123期第1四半期(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

【会社名】 日本郵船株式会社

【英訳名】 Nippon Yusen Kabushiki Kaisha

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長・社長経営委員 工藤泰三

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目3番2号

【電話番号】 03-3284-6220

【事務連絡者氏名】 主計グループ長 小山 朗

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目3番2号

【電話番号】 03-3284-6220

【事務連絡者氏名】 主計グループ長 小山 朗

【縦覧に供する場所】 日本郵船株式会社横浜支店
(横浜市中区海岸通三丁目9番地)
日本郵船株式会社名古屋支店
(名古屋市西区牛島町6番1号)
日本郵船株式会社関西支店
(神戸市中央区海岸通一丁目2番31号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第122期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第123期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第122期
会計期間	自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日	自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日	自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
売上高 (百万円)	679,600	380,065	2,429,972
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	65,110	△27,077	140,814
四半期(当期)純利益又は 四半期純損失(△) (百万円)	44,359	△18,919	56,151
純資産額 (百万円)	756,518	599,012	581,237
総資産額 (百万円)	2,449,466	2,119,701	2,071,270
1株当たり純資産額 (円)	583.41	454.22	443.16
1株当たり四半期(当期) 純利益金額又は四半期純損失 金額(△) (円)	36.12	△15.41	45.73
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	34.29	—	—
自己資本比率 (%)	29.2	26.3	26.3
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	22,485	△19,500	150,474
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△77,041	8,889	△170,253
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	50,648	13,759	29,571
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	123,889	133,787	126,768
従業員数 (名)	31,741	32,305	29,834

(注) 1. 売上高は消費税等(消費税及び地方消費税をいう。以下同じ)抜きで表示している。

2. 第122期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式がないため、記載していない。第123期第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載していない。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はない。また、主要な関係会社における異動はない。

3 【関係会社の状況】

関係会社の異動状況

(1) 当第1四半期連結会計期間において、次の関係会社を新たに連結子会社とした。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	役員の 兼任等	営業上の取引、設備の賃貸 借、その他
AMCOエンジニアリング㈱	東京都港区	10	その他の事業	100.00 (100.00)	有	特記事項なし。
NCA JAPAN㈱	千葉県成田市	99	航空運送事業	100.00 (100.00)	有	特記事項なし。
エヌシーティー機器サービス㈱	東京都港区	50	ターミナル関連事業	100.00 (100.00)	有	特記事項なし。
㈱オーシャンホテルシステムズ	東京都千代田区	10	客船事業	100.00 (100.00)	有	特記事項なし。
㈱グローバル オーシャン ディ ベロップメント	横浜市港南区	99	不定期専用船事業	80.00	有	特記事項なし。
北条総合開発㈱	愛媛県北条市	498	その他の事業	100.00 (82.33)	有	特記事項なし。
ACE FORWARD NAVIGATION S. A.	PANAMA	0 (百万円)	不定期専用船事業	100.00 (100.00)	無	特記事項なし。
BRILLO SHIPHOLDING INC.	LIBERIA	—	定期船事業	100.00 (100.00)	有	特記事項なし。
COMPASS INSURANCE COMPANY LTD.	ISLE OF MAN	3,720 (千US\$)	その他の事業	100.00	有	当社の資産に関する保険乃至は再保険の引き受け。
DISCOVER SHIP NAVIGATION S. A.	PANAMA	600 (百万円)	不定期専用船事業	100.00 (100.00)	無	特記事項なし。
GLOBAL PRINCE SHIPPING S. A.	PANAMA	0 (百万円)	不定期専用船事業	100.00 (100.00)	無	特記事項なし。
GRAND PACIFIC MARITIME S. A.	PANAMA	0 (百万円)	不定期専用船事業	100.00 (100.00)	無	特記事項なし。
KOMBINASI RESTU (M) SDN BHD	MALAYSIA	2,300 (千RGT)	物流事業	70.00 (50.00)	無	特記事項なし。
LACIMECH IKASAS MARITIME S. A.	PANAMA	0 (百万円)	不定期専用船事業	100.00 (100.00)	無	特記事項なし。
LAEM CHABANG CRUISE CENTRE CO., LTD.	THAILAND	50,000 (千BAHT)	不定期専用船事業	100.00 (100.00)	有	特記事項なし。
MARGIN RAISER SHIPPING S. A.	PANAMA	0 (百万円)	不定期専用船事業	100.00 (100.00)	無	特記事項なし。
MERIT RAISER SHIPPING S. A.	PANAMA	0 (百万円)	不定期専用船事業	100.00 (100.00)	無	特記事項なし。
MIGHTY RAISER SHIPPING S. A.	PANAMA	0 (百万円)	不定期専用船事業	100.00 (100.00)	無	特記事項なし。
NYG SHIPPING LTD.	U. K.	10,000 (千US\$)	不定期専用船事業	95.00 (95.00)	有	当社の船舶運用業務を受託及び当社に貸船。
NYK BUSINESS SYSTEMS EUROPE LTD.	U. K.	300 (千STG £)	その他の事業	100.00 (100.00)	有	特記事項なし。
NYK CAR CARRIER (CHINA) CO., LTD.	CHINA	13,000 (千RMB)	物流事業	100.00 (100.00)	有	特記事項なし。
N. Y. K. DISTRIBUTION SERVICE (THAILAND) CO., LTD.	THAILAND	20,000 (千BAHT)	定期船事業	100.00 (100.00)	有	当社のコンテナ保管業務を受託。
NYK LINE (ITALY) S. P. A.	ITALY	1,300 (千EURO)	定期船事業	100.00 (100.00)	無	当社の船舶代理店業務を受託。
NYK LINE (VIETNAM) CO., LTD.	VIETNAM	400 (千US\$)	定期船事業	51.00	有	当社の船舶代理店業務を受託。
NYK LOGISTICS (VIETNAM) CO., LTD. ※1	VIETNAM	400 (千US\$)	物流事業	49.00 (49.00)	有	当社の貨物輸送。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	役員 の 兼任等	営業上の取引、設備の賃貸 借、その他
NYK RORO TERMINAL (THAILAND) CO., LTD.	THAILAND	60,000 (千BAHT)	不定期専用船事業	100.00 (100.00)	有	特記事項なし。
P. T. NYK LINE INDONESIA	INDONESIA	600 (千US\$)	定期船事業	95.00	有	当社の船舶代理店業務を受託。
PACIFIC GLORY MARITIME S. A.	PANAMA	0 (百万円)	不定期専用船事業	100.00 (100.00)	無	特記事項なし。
PACIFIC QUEEN MARITIME S. A.	PANAMA	0 (百万円)	不定期専用船事業	100.00 (100.00)	無	特記事項なし。
PINE CREST SHIPPING CORP.	LIBERIA	0 (百万円)	不定期専用船事業	100.00 (100.00)	無	特記事項なし。
PLUS ONE SHIPPING S. A.	PANAMA	0 (百万円)	不定期専用船事業	100.00 (100.00)	無	特記事項なし。
TOTOIR SHIPPING S. A.	PANAMA	0 (百万円)	不定期専用船事業	100.00 (100.00)	無	特記事項なし。
TRANS ASIA SHIPPING CORP. BHD	MALAYSIA	100,000 (千RGT)	物流事業	61.32 (56.94)	有	当社の貨物輸送。
TRITON SHIPPING NAVIGATION S. A.	PANAMA	0 (百万円)	不定期専用船事業	100.00 (100.00)	無	特記事項なし。
TWINKLE NAVIGATION S. A.	PANAMA	0 (百万円)	不定期専用船事業	100.00 (100.00)	無	特記事項なし。
YUSEN AIR & SEA SERVICE (GUANGDONG) LTD.	CHINA	8,009 (千RMB)	物流事業	100.00 (100.00)	無	特記事項なし。
YUSEN AIR & SEA SERVICE (INDIA) PVT. LTD.	INDIA	90,000 (千INR)	物流事業	100.00 (100.00)	無	特記事項なし。
BOMBON SHIPHOLDING S. A.	PANAMA	1 (千US\$)	定期船事業	100.00	有	当社に定期貸船。
DVORAK SHIPHOLDING S. A.	PANAMA	0 (百万円)	定期船事業	100.00	有	当社に定期貸船。
ENERGY CONFIDENCE SHIPPING S. A.	PANAMA	0 (百万円)	不定期専用船事業	100.00	有	当社に定期貸船。
その他9社						

(2) 当第1四半期連結会計期間において、次の関係会社が持分法適用非連結子会社から連結子会社に変更した。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	役員 の 兼任等	営業上の取引、設備の賃貸 借、その他
FRIGORIFICO LCL LTDA.	CHILE	291 (千US\$)	物流事業	100.00 (100.00)	無	特記事項なし。
GLOBAL SHIPPING SERVICES LTDA.	CHILE	231 (千US\$)	物流事業	100.00 (100.00)	無	特記事項なし。
LCL CARIBBEAN CORP.	PANAMA	255 (千US\$)	物流事業	55.00 (55.00)	無	特記事項なし。
LCL CHILE LTDA.	CHILE	13 (千US\$)	物流事業	100.00 (100.00)	無	特記事項なし。
LCL DE CENTROAMERICA, S. A.	COSTA RICA	100 (千US\$)	物流事業	55.00 (55.00)	無	特記事項なし。
LCL SWEDEN AB	SWEDEN	11 (千US\$)	不定期専用船事業及 び物流事業	100.00 (100.00)	有	特記事項なし。

(3) 当第1四半期連結会計期間において、次の関係会社が持分法適用関連会社から連結子会社に変更した。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	役員 の 兼任等	営業上の取引、設備の賃貸 借、その他
太平洋海運㈱	東京都港区	6,495	不定期専用船事業	68.51	有	当社に定期貸船。

(4) 当第1四半期連結会計期間において、次の関係会社を新たに持分法適用関連会社とした。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	役員 の兼任等	営業上の取引、設備の賃貸 借、その他
日本マントル・クエスト㈱	東京都中央区	300	不定期専用船事業	40.00 (5.00)	有	特記事項なし。
GIGA SHIPPING SDN. BHD.	MALAYSIA	17,400 (千RGT)	不定期専用船事業	40.00	有	特記事項なし。
TIANJIN PORT RO-RO TERMINAL CO., LTD.	CHINA	194,497 (千RMB)	不定期専用船事業	40.00	有	当社の船舶荷役請負。
その他2社						

(5) 当第1四半期連結会計期間において、次の連結子会社が関係会社に該当しなくなった。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	役員 の兼任等	営業上の取引、設備の賃貸 借、その他
MONDIA LOGISTICS S. A. ※2	BELGIUM	175 (千EURO)	物流事業	100.00 (100.00)	無	特記事項なし。
ARIES MARITIME ENTERPRISES S. A. ※3	PANAMA	1,319 (千US\$)	不定期専用船事業	75.00	有	特記事項なし。
CARTER MARITIMA S. A. ※4	PANAMA	0 (百万円)	不定期専用船事業	100.00	有	特記事項なし。
CEDAR SHIPHOLDING S. A. ※5	PANAMA	0 (百万円)	不定期専用船事業	100.00	有	特記事項なし。
FRONTALE MARITIMA S. A. ※5	PANAMA	0 (百万円)	不定期専用船事業	100.00	有	特記事項なし。
MARINOS MARITIMA S. A. ※6	PANAMA	0 (百万円)	不定期専用船事業	100.00	有	特記事項なし。
PLATANA SHIPHOLDING S. A. ※3	PANAMA	1 (千US\$)	定期船事業	100.00	有	特記事項なし。
RHODES MARITIMA II S. A. ※7	PANAMA	0 (百万円)	不定期専用船事業	100.00 (100.00)	有	特記事項なし。
ROSA SHIPHOLDING S. A. ※6	PANAMA	0 (百万円)	定期船事業	100.00	有	特記事項なし。
RUBIA SHIPHOLDING S. A. ※4	PANAMA	0 (百万円)	定期船事業	100.00	有	特記事項なし。
VIOLA MARITIMA S. A. ※8	PANAMA	1 (千US\$)	定期船事業	100.00	有	特記事項なし。

- (注) 1. 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載している。
2. ※1：持分は100分の50以下であるが、実質的に支配しているため子会社としたものである。
3. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数。
4. ※2：平成21年4月1日をもって合併により消滅。
5. ※3：平成21年6月10日をもって清算終了。
6. ※4：平成21年5月20日をもって清算終了。
7. ※5：平成21年5月26日をもって清算終了。
8. ※6：平成21年5月22日をもって清算終了。
9. ※7：平成21年5月25日をもって清算終了。
10. ※8：平成21年6月19日をもって清算終了。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数(名)	32,305 (3,868)
---------	-------------------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は()内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載している。

(2) 提出会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数(名)	1,043
---------	-------

(注) 従業員数は、他社出向在籍者等761名及び有期社員97名を除いている。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループは国際的な海上貨物運送業を中核として多角的事業を展開しているため、生産、受注の各実績を求めることが実務的に困難であり、事業の種類別セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示しておりません。

販売実績

当第1四半期連結会計期間における売上高を事業の種類別セグメントごとに示すと、次の通りであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額(百万円)	前年同四半期比(%)
定期船事業	88,164	53.7
不定期専用船事業	157,045	52.5
物流事業	77,826	60.9
ターミナル関連事業	27,704	77.2
客船事業	9,440	74.3
航空運送事業	12,059	51.5
不動産業	2,794	96.6
その他の事業	34,807	60.6
計	409,841	56.6
消去	(29,775)	67.8
合計	380,065	55.9

(注) 1. 売上高に対する割合が10%以上の顧客はありません。
2. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間には、前連結会計年度の有価証券報告書に記載した「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について変更を要する重要事象等は発生しておりません。

ただし、上記の内、「(15)重要な訴訟事件等の発生について ①日本貨物航空(株)について」に関しましては、米国司法省への罰金額が確定しております。

3 【経営上の重要な契約等】

当社は、平成21年7月27日開催の取締役会において、株式交換により太平洋海運(株)を当社の完全子会社とすることを決議し、同日付で太平洋海運(株)と株式交換契約を締結いたしました。

詳細は、「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(重要な後発事象)」に記載のとおりであります。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日までの3ヶ月）の業績は、連結売上高3,800億円（前年同四半期6,796億円）、営業損失255億円（前年同四半期営業利益581億円）、経常損失270億円（前年同四半期経常利益651億円）、四半期純損失189億円（前年同四半期純利益443億円）となりました。

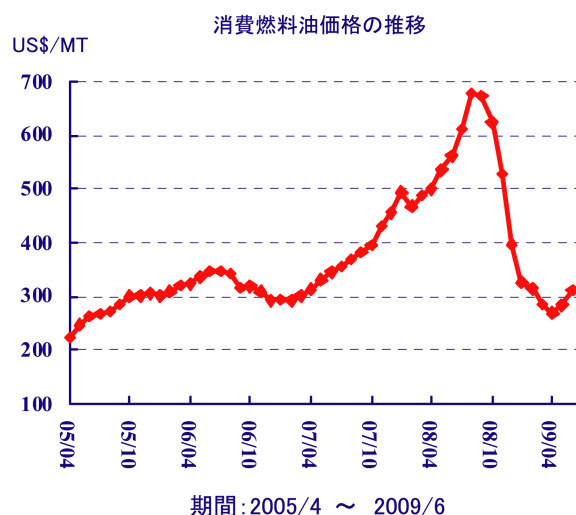
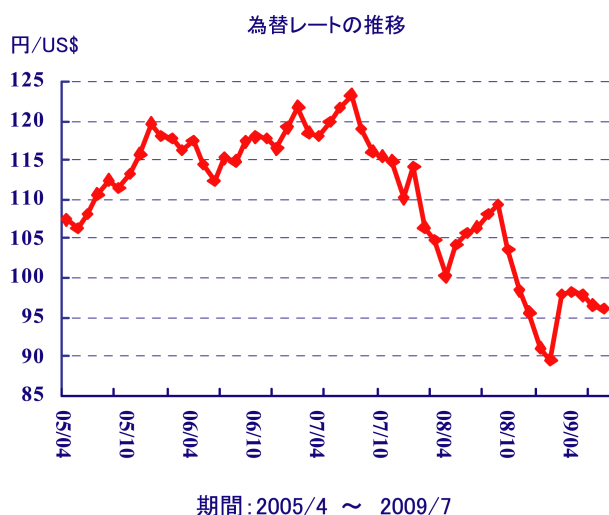
当第1四半期連結会計期間は、海運業を取り巻く事業環境が世界的な景気後退により一段と悪化したことから、当社の業績もかつてない厳しいものとなりました。売上高は、主としてコンテナ船の更なる運賃下落と荷動きの鈍化、およびドライバルク市況低迷による運賃水準の低下により、定期船事業と不定期専用船事業を合わせた海運業部門で大幅減収となった他、物流事業・ターミナル関連事業・航空運送事業などの非海運業部門でも取扱量が減少したため、全体で前年同四半期比2,995億円減（44.1%減）となりました。一方で、売上原価は前年同四半期比で2,016億円減（36.1%減）となり、販売費及び一般管理費の削減にも取り組みましたが、売上高の大幅な減少により、営業利益は同836億円減となり、売上高営業利益率は前年同四半期の8.6%から△6.7%へと、15.3ポイント低下しました。この結果、経常利益は前年同四半期比で921億円減、四半期純利益も同632億円減といずれも大幅に悪化しました。

なお、為替レートと燃料油価格の変動が当第1四半期連結会計期間の経常利益に与えた影響は以下の通りです。

	当第1四半期連結会計期間	前第1四半期連結会計期間	差額	影響額
平均為替レート	97.50円/US\$	103.36円/US\$	5.86円 円高	△19億円
平均燃料油価格	US\$288.72/MT	US\$533.18/MT	US\$244.46 安	122億円

(注) 為替レート変動が経常利益に与える影響額はUS\$1当たり1円の変動で年間約13億円です。

燃料油価格変動が経常利益に与える影響額はUS\$1/MTの変動で年間約2億円です。



(注) 為替レート・消費燃料油価格とも、当社社内値です。

① 事業の種類別セグメントの業績は、次の通りであります。

(単位：億円)

	売上高				営業利益			経常利益		
	前第1四半期連結会計期間	当第1四半期連結会計期間	増減額	増減率	前第1四半期連結会計期間	当第1四半期連結会計期間	増減額	前第1四半期連結会計期間	当第1四半期連結会計期間	増減額
定期船事業	1,641	881	△759	△46.3%	△28	△184	△156	△26	△186	△159
不定期専用船事業	2,993	1,570	△1,422	△47.5%	572	10	△562	625	△15	△640
物流事業	1,277	778	△499	△39.1%	23	△14	△38	25	△15	△41
ターミナル関連事業	359	277	△81	△22.8%	24	1	△22	22	2	△19
客船事業	126	94	△32	△25.7%	9	△5	△14	8	△6	△14
航空運送事業	234	120	△113	△48.5%	△23	△64	△40	△22	△65	△42
不動産業	28	27	△0	△3.4%	8	8	△0	11	12	1
その他の事業	573	348	△225	△39.4%	△4	△6	△1	7	2	△5

<定期船事業>

前年下期以降下落を続けてきた運賃は、欧州航路、大洋州航路など一部航路では下げ止まりの兆しが見えるものの、前年同四半期比では全ての航路で平均運賃が下落、積高も同様に減少した結果、大幅な減収となりました。経済環境の悪化に伴い、船隊規模の縮小、サービスの合理化を始めとするあらゆる費用の削減に取り組みましたが、運賃収入の減少を補うには至らず、定期船事業全体としては前年同四半期実績を大きく下回りました。

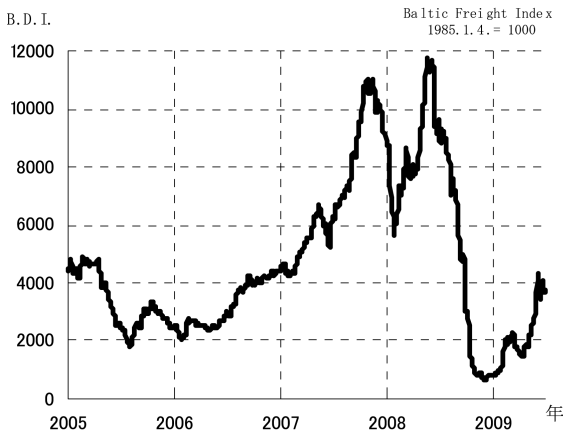
<不定期専用船事業>

自動車船部門では、新造船1隻を投入した一方で、前期に続いて1隻の解撤処分と7隻の追加係船を実施し、稼動船腹の規模縮小による船費削減に努めましたが、輸送台数は荷動きの落ち込みにより前年同四半期の半分弱となりました。

ドライバルク部門では、先進国で鉄鋼、自動車、製紙メーカーなどによる減産が続いた一方、中国では金融緩和や景気刺激策が鉄鋼需要を喚起し、鉄鉱石・石炭輸入が活発化しました。前年秋に急落したドライバルク市況は、中国を中心とする海上荷動き量の増加に伴い回復基調にあります。しかしながら、当第1四半期連結会計期間の業績は、前期の低市況下で成約された船の航海が完了したことなどにより、前年同四半期比で大幅な減益となりました。

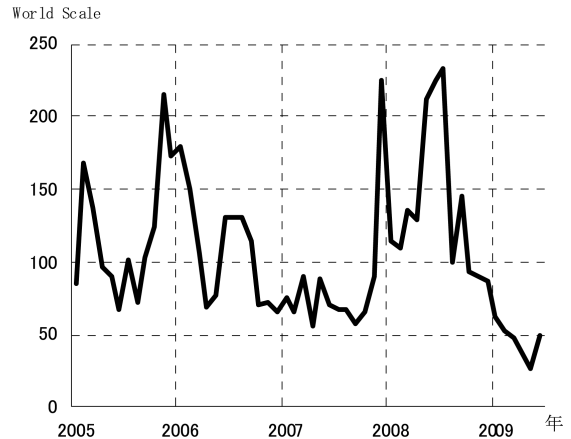
タンカー部門では、石油需要の低迷や原油・石油製品在庫の増加、OPECの協調減産により海上荷動き量が減少したことに加え、新造船の竣工量も多かったため、船腹需給が緩み市況は下落しました。原油タンカー、LNGは長期契約のもとで安定的な収益を確保しましたが、石油製品タンカー市況の下落が収支を圧迫し、タンカー部門全体としては前年同四半期比で減益となりました。

不定期船運賃BDI(BFI)の推移



期間:2005/1 ~ 2009/6

タンカー運賃
中東湾岸積日本向VLCC型最高値の推移



期間:2005/1 ~ 2009/6

<物流事業>

NYK Logistics部門では、あらゆるコスト削減や更なるオペレーションの効率化に努めましたが、景気減退の影響を受け取扱量が減少しました。郵船航空サービス(株)においても航空貨物輸送需要の減少が続いており、物流事業全体として前年同四半期比で減収減益となりました。

<ターミナル関連事業>

世界的なコンテナ荷動きの低迷により、国内外ターミナルとも前年同四半期比で取扱量が大きく減少した結果、業績も前年同四半期実績を下回りました。

<客船事業>

日本市場の飛鳥IIは、乗船率が下がったものの燃料油価格の下落などにより、前年同四半期実績を上回りましたが、米国市場のクリスタル・クルーズは、景気悪化の影響でクルーズの販売が伸びず、客船事業全体では前年同四半期比で減収減益となりました。

<航空運送事業>

日本貨物航空(株)は、未曾有の市況低迷という厳しい環境の中、コスト削減活動や定時出発率の維持・向上などの顧客サービスの充実を図りましたが、荷動きの減少による影響を吸収できず、前年同四半期比で大幅な減収となり、赤字幅が拡大しました。

<不動産業、その他の事業>

不動産業は、主要オフィスビルの高い稼働率の確保等により堅調に推移し、前年同四半期比で増益となりました。その他の事業は、主に商事において船舶向けの燃料油価格が下落し大幅減収となった他、製造加工業などでも市況低迷による影響を受けたため、前年同四半期実績を下回る結果となりました。

② 所在地別セグメントの業績は、以下の通りであります。

<日本>

売上高2,828億円（前年同四半期5,174億円、前年同四半期比45.3%減）、営業損失286億円（前年同四半期営業利益418億円）、経常損失256億円（前年同四半期経常利益479億円）となりました。

<北米>

売上高392億円（前年同四半期579億円、前年同四半期比32.2%減）、営業損失4億円（前年同四半期営業利益24億円）、経常損失4億円（前年同四半期経常利益25億円）となりました。

<欧州>

売上高500億円（前年同四半期871億円、前年同四半期比42.6%減）、営業利益31億円（前年同四半期101億円、前年同四半期比68.7%減）、経常利益8億円（前年同四半期93億円、前年同四半期比91.1%減）となりました。

<アジア>

売上高264億円（前年同四半期378億円、前年同四半期比30.2%減）、営業利益1億円（前年同四半期35億円、前年同四半期比94.4%減）、経常利益12億円（前年同四半期51億円、前年同四半期比76.1%減）となりました。

<その他の地域>

売上高52億円（前年同四半期34億円、前年同四半期比52.3%増）、営業利益1億円（前年同四半期0億円、前年同四半期比553.8%増）、経常利益2億円（前年同四半期1億円、前年同四半期比131.1%増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、現金支出を伴わない減価償却費238億円に加え、売上債権の減少額175億円が計上されたものの、税金等調整前四半期純損失△207億円、たな卸資産の増加額△70億円、仕入債務の減少額△76億円及び法人税等の支払額△131億円が計上されたこと等により、△195億円（前年同四半期224億円）となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、主として投資有価証券の売却等により88億円（前年同四半期△770億円）となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、コマーシャル・ペーパーが発行されたこと等により137億円（前年同四半期506億円）となりました。以上に現金及び現金同等物に係る換算差額等を加味した現金及び現金同等物の当第1四半期末残高は、期首残高比70億円増（前年同四半期の期首残高比79億円増）の1,337億円となりました。

(3) 対処すべき課題

1. 経営環境の変化への対応

当第1四半期連結会計期間においても、昨年9月の米国金融危機に端を発した不況の影響が続き、鉄鉱石輸送では運賃マーケットに改善傾向はあったものの、完成車輸送・コンテナ輸送を中心に需要の落ち込みが続きました。

当社グループでは、本年1月に立ち上げた緊急構造改革プロジェクト「宜候」（ようそろ）に一丸となって取り組んでおり、構造改革を通じ、かかる厳しい状況に対応する体制づくりを進めています。

2. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、平成20年3月27日開催の取締役会において、旧会社法施行規則第127条に定める「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「基本方針」といいます。）を決定するとともに、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、「当社株券等の大規模買付等に対する企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上のための対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決議し、平成20年6月開催の当社第121期定時株主総会において株主の皆様のご承認により発効いたしました。

1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、以下に申し述べます当社及び当社企業グループ（以下「当社グループ」といいます。）の企業理念に鑑み、当社グループがその企業価値及び株主共同の利益を確保し向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。当社グループは、「海・陸・空にまたがるグローバルな総合物流企業グループとして、安全・確実な『モノ運び』を通じ、人々の生活を支えます。」を企業理念の基本として、日々の企業活動を行っております。

当社グループが標榜するグローバルな総合物流とは、海上運送事業に、陸上物流事業、航空運送事業、並びにターミナル事業等を、世界的な規模で有機的且つ複合的に結合させてそのシナジー効果を追求するとともに、海運市況変動の経営に与える影響を極力小さくすることを目的とする事業形態であります。加えてグローバル社会の基盤の役割を担う公共性を持った事業であり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を最大化する事業形態でもあると考えております。当社はこの考え方を当社グループの経営戦略の根幹に据え、従来よりその発展及び深化に努めてまいりました。

また、当社グループは、企業は株主・投資家の皆様、お客様、社会、グループ社員その他のステークホルダーなしには存在しえない社会的存在であり、社会に対する責任（CSR）こそが経営の基本であり、且つ当社グループの企業価値の源泉でもあると考えております。当社グループは、当社の有する経営資源及び利益の社会への還元に努めるとともに、総合物流の基盤をなす環境対策及び安全対策に積極的な施策を講じる等、CSR経営を深化させております。

当社グループは、CSR経営への強い意識を有するグローバルな総合物流企業グループとして発展することにより、その企業価値及び株主共同の利益を確保し向上させることを目指します。

当社は、上場企業として、特定の者による株券等の大規模な買付行為を受け入れるか否かは、当社株主の皆様に必要な情報が提供されたうえで、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきもので

あると考えており、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上に資する当社株券等の大規模な買付行為がなされることを否定するものではありません。

しかし、株券等の大規模な買付行為の中には、株主の皆様が株券等の大規模な買付行為の内容等について検討し、取締役会が意見を取りまとめ、必要に応じ代替案を提示するために必要な時間や情報を提供しないもの、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を顧みずに当該買付者自身の利益のみを図る濫用的なもの、又は、買付等の条件が、当社グループの本源的価値に鑑み不十分若しくは不適當な買付等である場合等当社グループの企業価値及び株主共同の利益を毀損する恐れがあるものがあることを、否定することができません。

当社は、かかる買付行為を行う者は、冒頭に申し述べた点に鑑み、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切と考えます。従って、かかる買付行為に対しては、法令及び当社定款等の許容する限度において、相当な対抗措置を講じることといたしました。

2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、基本方針の実現に資する特別な取組みとして、以下に申し述べます、中期経営計画の策定及びその実施、コーポレート・ガバナンスの強化、さらに投資資金需要とのバランスを踏まえた株主の皆様に対する安定的な利益還元を進めてまいります。

① 中期経営計画「New Horizon 2010」の策定及びその実施

当社は平成20年4月から平成23年3月までを対象期間とする中期経営計画「New Horizon 2010」を策定しております。この中期経営計画により、当社グループの新たな成長とそれを支える基盤の整備の道筋を、株主・投資家の皆様をはじめとするステークホルダーの皆様へ提示し、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の最大化を図ってまいります。

「New Horizon 2010」においては、「成長を続ける『モノ運び』グローバル企業へ」の実現に向け、総合的な収支の拡充を目指しております。「New Horizon 2010」では「成長」「安定」「環境」の3つの基本となるキーワードを掲げ、持続的な企業価値及び株主共同の利益の向上を図ってまいります。

② 企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上の基盤としてのコーポレート・ガバナンスの強化

当社は、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上を目指し、透明性の高い経営体制の構築を目指しております。その中でコーポレート・ガバナンスの整備は重要な課題であり絶えず見直しを進めております。

当社は平成14年より経営委員制度を導入し、取締役の人数を削減することで取締役会の活性化を図ってまいりました。また、株主総会招集通知を原則的に総会開催の3週間前に発送し、株主の皆様にも余裕を持って議案をご検討いただけるように努めてまいりました。

また、一層の経営の透明性確保のためと取締役会による経営監視機能の強化を図るため、平成20年6月開催の当社第121期定時株主総会において、新たに独立性の高い社外取締役2名の選任と、取締役任期を1年とする定款変更にご承認いただきました。

③ 投資資金需要とのバランスを踏まえた株主の皆様に対する安定的な利益還元

当社は、海上運送事業はもとより他の事業の拡充等将来の事業展開と市況の変動に耐えうる内部留保の水準とに留意しつつ、配当性向や当社の業績の見通し等を総合的に勘案しながら、安定した配当を継続的に実施していくことを基本方針としております。

なお、当社は従来連結配当性向20%以上を目標として掲げておりましたが、中期経営計画「New Horizon 2010」においては連結配当性向の目安を25%に引き上げております。

3) 本プランの導入の目的

本プランでは、当社株券等に大規模な買付行為が行われた際に、当該買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するため、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提示するために必要な情報や時間を確保することによって、株主の皆様のために協議・交渉等を行うことが可能になります。これにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上につながると判断し、本プランを導入いたしました。

4) 本プランの概要及び対抗措置の発動

本プランは次の手続に従って進められるものとします。

<発動対象>

本プランの対象となる買付は、議決権割合が20%以上となる大規模買付等です。

<独立委員会の設置>

当社取締役会は、大規模買付等が行われる際に対抗措置発動の是非等を審議する機関として、社外取締役及び社外有識者等合計3名以上で構成される独立委員会を設置します。

独立委員は社外取締役岡本行夫氏、社外取締役翁百合氏、および社外有識者平山正剛氏の3名です。

<手続きの流れ>

(ア) 大規模買付者に、当社株式等の大規模買付等を行うに先立ち当社代表取締役に対し、意向表明書を提出していただきます。

(イ) 当社取締役会は、意向表明書を受領した後10営業日以内に、提出していただく大規模買付情報のリストを大規模買付者へ交付します。

(ウ) 大規模買付者には、大規模買付情報を記載した書面（以下、「買付説明書」といいます。）を提出していただきます。当社取締役会は買付説明書を調査し、株主の皆様の判断並びに取締役会及び独立委員会の意見形成に十分なものであることを確認します。

(エ) 買付説明書の確認終了後、取締役会は独立委員会に対抗措置発動の是非について諮問します。独立委員会は、原則60営業日の検討期間において、対抗措置の発動の是非等について調査及び協議を実施し、当社取締役会に対し対抗措置の発動、不発動他の勧告を行います。取締役会は独立委員会の勧告内容に従い以下(オ)～(キ)の対応を行います。

(オ) 独立委員会が大規模買付者を「濫用的買付者」（グリーンメーラー等）と認定し対抗措置の発動勧告をした場合、当社取締役会はその勧告を最大限尊重し、大規模買付者に対する対抗措置（新株予約権の無償割当て等）を発動することができるものとします。

- (カ) 以下の条件の場合、取締役会は、株主の皆様の意思を確認するために株主総会を招集し、対抗措置発動の承認を経た上で、対抗措置を発動することができるものとします。
- (i) 独立委員会が、大規模買付者は濫用的買付者に該当すると認め、且つ取締役会が株主の皆様の意思の確認を行うことが相当であると判断した場合
 - (ii) 独立委員会が、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損する事態をもたらす恐れがある買付等と判断した場合
- (キ) 独立委員会が対抗措置の不発動勧告をした場合、当社取締役会はその勧告を最大限尊重しなければならないものとします。
- (ク) 大規模買付者が本プランが定める手続きを遵守しない場合、独立委員会の発動勧告を経た上で、取締役会は対抗措置を発動することができるものとします。

5) 本プランの発効、有効期間、廃止及び変更

本プランは、平成20年6月開催の当社第121期定時株主総会において、株主の皆様のご承認を頂き発効しております。本プランの有効期間は同定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終了の時までとします。ただし、本プランの有効期間中であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合又は当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重した上で本プランを廃止する旨の決議を行った場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、証券取引所規則等の新設若しくは改廃が行われ、又は重要な裁判所の判断が示され、当該新設、改廃又は判断を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、株主総会決議の主旨の範囲内で独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正・変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止又は変更等がなされた場合には、当該廃止又は変更等の事実及び（変更等の場合には）変更等の内容その他の事項について、情報の公表を速やかに行います。

6) 本プランの株主及び投資家の皆様等への影響

① 総論

本プランは、当社株主及び投資家の皆様が大規模買付等に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、ひいては、当社株主及び投資家の皆様に代替案の提示を受ける機会をお持ちいただくことにつながりうるものです。これにより、当社株主及び投資家の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付等に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上につながるものと考えます。従いまして、本プランは、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提ともなるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記4)において述べたとおり、大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守するか否かにより大規模買付等に対する当社の対応が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、当社からの適時開示や大規模買付者の動向にご注意ください。

② 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時点においては、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置は実施されませんので、当社株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

③ 対抗措置の発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

大規模買付者が本プランに定める手続を遵守しなかった場合には、当社取締役会は、企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、対抗措置の仕組み上、当社株主及び投資家の皆様（対抗措置の発動対象となった大規模買付等を行う大規模買付者及びその特定株主グループを除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施する場合には、新株予約権の行使により新株を取得するために、株主の皆様には、所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。また、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様には新株を交付することがあります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。ただし、名義書換未了の当社株主の皆様に関しましては、新株予約権を取得するためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日までに、名義書換を完了していただく必要があります（なお、証券保管振替機構に対する預託を行っている株券につきましては、名義書換手続きは不要です。）。

なお、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止又は発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

7) 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等の大規模買付等が行われる場合に、大規模買付者に対し、株主の皆様が大規模買付等に応じるべきか否かを判断するために必要な情報を提供させ、その検討及び株主の皆様に必要な応じて代替案を提示するための時間をつくるものです。それにもかかわらず、大規模買付者がこれらを提供しない場合、または濫用的買付者に該当する場合に、企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上のために対抗措置を発動することを可能にし、それらにあたらぬ大規模買付等の場合であっても、企業価値及び株主共同の利益を毀損する恐れがあると認めた場合は株主総会を招集して株主の皆様に対抗措置の発動の是非について直接判断していただく場を設けようとするものであって、基本方針に沿ったものと考えております。

8) 本プランが株主共同の利益を損なうものではなく、また、役員の地位の維持を目的とするものではないこと

取締役会は、本プランは株主共同の利益を損なうものではなく、また、役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。その理由は、上記7)で申し述べた点に加えて、次のとおりです。

(ア) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（1. 企業価値・株主共同の利

益の確保・向上の原則、2. 事前開示・株主意思の原則、3. 必要性・相当性確保の原則)を充足しております。

(イ) 株主意思を重視するものであること(株主総会決議とサンセット条項)

平成20年6月開催の当社第121期定時株主総会において、本プランの導入に関して株主の皆様のご意思を確認させていただきました。本プランの有効期間は同定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとしており、それまでに開催される株主総会において株主の皆様から本プランの継続についてご承認をいただけない場合、本プランは自動的に廃止されるものとします。

また、同定時株主総会において取締役の任期を1年とする定款変更を株主の皆様にご承認いただいております。この定款変更によりその後の定時株主総会における取締役の選任を通じて、本プランを廃止するか否かについての株主の皆様のご意思を確認しうるようにしております。

(ウ) 対抗措置発動の対象たる買付者の要件の合理性、明確性及び厳格性等

本プランにおいては、取締役会決議により対抗措置発動をなしうる対象である手続不遵守買付者及び濫用的買付者について、合理的にして明確且つ厳格な要件を設定しております。そして企業価値及び株主共同の利益を毀損する恐れがあると認定される大規模買付者への対抗措置の発動については、株主総会の決議により、これを決定していただくことにしております。

(エ) 独立性の高い社外者の判断と情報開示

本プランにおいては、要件に該当するか否かの判断が容易で、恣意性のある余地の小さい手続不遵守買付者に対しても独立委員会の勧告を経て取締役会が対抗措置の発動を決定しうることとしております。濫用的買付者の認定及び同買付者に対する対抗措置の発動については、当社の社内取締役、経営委員等の経営陣から独立した、会社の経営、経済又は法令に通暁した者から成る独立委員会の判断に委ねられており、その勧告を最大限尊重して当社取締役会はそのために必要な決議を行うこととして、取締役の恣意的判断がなされる余地を極力排除しております。

また、独立委員会が、当該大規模買付者は企業価値及び株主共同の利益の毀損の恐れがある大規模買付者であると認定した場合の対抗措置の発動の是非については、株主総会にて判断していただくことにしており、取締役会が恣意的に決定することができないようにしております。

(オ) 第三者専門家の意見の取得

大規模買付者が出現した場合、独立委員会は、当社の費用により、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士及び弁護士等の専門的な知識、経験及び知見を有する者(以下「第三者専門家」といいます。)の助力を受けることができるものとしております。また、独立委員会の勧告及び勧告を導くためのこれら専門家からの意見等の概要のうち独立委員会が相当と認めたものは公表いたします。

(カ) 情報の公表

大規模買付者からの意向表明書、買付説明書の提出があったことは、本プラン記載の時期に公表することとし、買付説明書の内容、取締役会が独立委員会に提出した意見及び事業施策等、第三者専門家の意見並びに独立委員会の答申書の内容のうち開示が相当と認められるものは、本プラン記載の適切な時期に公表することとしております。

(キ) デッドハンド型及びスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、大規模買付者が指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は上記のとおり、取締役任期を1年といたしましたので、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(4) 研究開発活動

当社グループは、環境を経営上の重要課題の1つとして捉え、安全の更なる徹底ならびに革新的環境技術開発に取り組んでおります。

株MTI (Monohakobi Technology Institute) とともに、環境負荷を50%削減する省エネ自動車専用船、30%削減する省エネコンテナ船の開発を継続しております。また、2030年までに実現可能な環境技術を導入し、更に環境負荷を69%削減する未来の船「NYKスーパーエコシップ2030」を発表いたしました。

なお、当第1四半期連結会計期間の研究開発費の総額は76百万円であります。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当第1四半期連結会計期間における主要な設備の異動状況は以下の通りである。

(1) 増加

①船舶

事業の種類別 セグメントの名称	設備の内容	隻数(隻)	完了(竣工)時期	増加能力 (載貨重量屯数(K/T))
不定期専用船事業	撒積船 (ケープサイズ)	1	平成21年6月	149,477
	チップ船	2	平成21年6月	98,232
	油槽船	4	平成21年4月、6月	256,136
	LNG船	1	平成21年5月	22,684
	その他	3	平成21年6月	35,109

②航空機

事業の種類別 セグメントの名称	設備の内容	機数(機)	完了時期	一機当たり 最大離陸重量(T)
航空運送事業	航空機	1	平成21年5月	397

(2) 減少

船舶

事業の種類別 セグメントの名称	設備の内容	隻数(隻)	除売却時期	減少能力 (載貨重量屯数(K/T))	前連結会計年度末 帳簿価額 (百万円)
定期船事業	コンテナ船	2	平成21年4月	44,644	51
不定期専用船事業	撒積船 (ケープサイズ)	1	平成21年5月	198,906	353
	撒積船 (パナマックスサイズ)	1	平成21年4月	80,984	8
	チップ船	1	平成21年5月	42,561	168
	自動車船	1	平成21年6月	19,422	75

2【設備の新設、除却等の計画】

前連結会計年度末での計画に当第1四半期連結会計期間において新たに策定したものを加えた、当第1四半期連結会計期間末における重要な設備の新設及び除却の計画は以下の通りである。

(1) 新設

①船舶

事業の種類別 セグメントの名称	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定		完成後の増加能力 (載貨重量屯数(K/T))
	総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手 (起工)	完了 (竣工)	
定期船事業	199,949	71,663	自己資金、 借入金及び 社債	平成20年9月～ 平成23年8月	平成21年9月～ 平成23年12月	1,125,543
不定期専用船事業	493,550	91,258	自己資金、 借入金及び 社債	平成20年9月～ 平成25年12月	平成21年7月～ 平成26年6月	6,720,529

②航空機

事業の種類別 セグメントの名称	投資予定金額		引渡又は完成予定
	総額 (百万円)	既支払額 (百万円)	
航空運送事業	396,000	32,758	平成22年度～平成25年度

(2) 除却

①船舶

事業の種類別 セグメントの名称	設備の内容	当第1四半期連結会 計期間末帳簿価額 (百万円)	除却の予定時期	除却による減少能力 (載貨重量屯数(K/T))
定期船事業	コンテナ船	6	平成21年7月	21,813
不定期専用船事業	撒積船 (ケープサイズ)	262	平成21年9月	233,016
	撒積船 (ハンディサイズ)	603	平成21年8月	23,604
	自動車船	174	平成21年7月、8月	30,958

②航空機

事業の種類別 セグメントの名称	設備の内容	当第1四半期連結会計期間末 帳簿価額 (百万円)	除却の予定時期
航空運送事業	航空機	610	平成21年度～平成23年度

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,983,550,000
計	2,983,550,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成21年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年8月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,230,188,073	1,230,188,073	東京、名古屋、大阪 各証券取引所(注)	単元株式数は1,000株である。
計	1,230,188,073	1,230,188,073	—	—

(注)東京、名古屋、大阪とも市場第一部に上場。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりである。

2026年満期ユーロ円建現金決済条項及び転換制限条項付転換社債型新株予約権付社債（平成18年9月20日発行）

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	11,000(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	65,243,179
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 843(注)2
新株予約権の行使期間	自 平成18年10月4日 至 平成38年9月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 843 資本組入額 422

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 各本新株予約権の一部行使はできない。</p> <p>(2) 2025年9月30日までは、本新株予約権付社債権者は、ある四半期の最後の取引日(以下に定義する。)に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の120%を超えた場合に限って、翌四半期の初日から末日までの期間において、本新株予約権を行使することができる。なお、かかる計算は2025年9月30日に終了する四半期に関しては行わない。2025年10月1日以降、本新株予約権付社債権者は、同日以降のいずれかの取引日において当社普通株式の終値が当該取引日に適用のある転換価額の120%を超えた場合には、以後いつでも本新株予約権を行使することができる。但し、本(2)記載の本新株予約権の行使の条件は、以下(イ)、(ロ)及び(ハ)の期間は適用されない。</p> <p>(イ)①株式会社格付投資情報センター若しくはその承継格付機関(以下「R&I」という。)による当社の長期債務の格付(長期債務の格付がない場合は、当社の発行体格付。以下同じ。)若しくは本新株予約権付社債の格付(格付がなされた場合に限る。以下同じ。)がA-以下である期間、②R&Iにより当社の長期債務の格付若しくは本新株予約権付社債の格付がなされなくなった期間、又は③R&Iによる当社の長期債務の格付若しくは本新株予約権付社債の格付が停止若しくは撤回されている期間</p> <p>(ロ)当社が、本新株予約権付社債権者に対して、当社の選択による本社債の繰上償還の通知を行った後の期間</p> <p>(ハ)当社が組織再編等を行うにあたり、本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債権者に対して、本新株予約権付社債の要項に従い当該組織再編等に関する通知を行った後の期間</p> <p>なお、本(2)において「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債と分離して譲渡できない。
代用払込みに関する事項	—

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(1) 当社が組織再編等を行う場合、(イ)その時点において(法律の公的又は司法上の解釈又は適用を考慮した結果)法律上実行可能であり、(ロ)その実行のための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ(ハ)その全体において当社が不合理であると判断する費用又は支出(租税負担を含む。)を当社又は承継会社等(以下に定義する。)に生じさせることなく実行可能であるときは、当社は、承継会社等をして、本社債の債務者とするための本新株予約権付社債の要項に定める措置及び本新株予約権に代わる新たな新株予約権の交付をさせる最善の努力をしなければならない。「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社を総称しているものとする。</p> <p>(2) 上記(1)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。</p> <p>① 新株予約権の数 当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>② 新株予約権の目的である株式の種類 承継会社等の普通株式とする。</p> <p>③ 新株予約権の目的である株式の数 承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は(注)2と同様の調整に服する。</p> <p>(i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、転換価額は承継会社等の普通株式の時価とする。</p> <p>(ii) 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。</p> <p>④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該社債の価額は、承継された本社債の払込金額と同額とする。</p> <p>⑤ 新株予約権を行使することができる期間 当該組織再編等の効力発生日(場合によりその14日後以内の日)から、上記新株予約権の行使期間に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。</p>

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>⑥ その他の新株予約権の行使の条件 承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。また、承継会社等の新株予約権の行使は、上記新株予約権の行使の条件と同様の制限を受ける。</p> <p>⑦ 承継会社等による新株予約権付社債の取得 承継会社等は、承継会社等の新株予約権及び承継された社債を当社による本新株予約権付社債の取得と同様に取得することができる。</p> <p>⑧ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>⑨ 組織再編等が生じた場合 承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。</p> <p>⑩ その他 承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。</p> <p>(3) 当社は、上記(1)の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。</p> <p>(4) 当社は、上記(1)に定める事項が、(i)(法律の公的若しくは司法上の解釈又は適用を考慮した結果)法律上可能でないか、(ii)その実行のための仕組みが構築されておらず、かつ構築可能でないか、又は(iii)その全体において当社が不合理であると判断する費用若しくは支出(租税負担を含む。)を当社若しくは承継会社等に生じさせることなく実行できない場合、本新株予約権付社債権者に対し、その保有していた本新株予約権付社債と同等の経済的利益を提供する旨の申し出を行うか又は承継会社等をしてかかる申し出を行わせるものとする。なお、その全体において当社が不合理であると判断する費用又は支出(租税負担を含む。)を当社又は承継会社等に生じさせず、(法律の公的又は司法上の解釈又は適用を考慮した結果)法律上及び実務上可能である場合には、当社は、かかる経済的利益の一部として、上記(2)に定める新株予約権を承継会社等に交付させる最善の努力をしなければならない。</p>
新株予約権付社債の残高(百万円)	55,000

(注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は本社債の額面金額を転換価額で除した株式数となる。ただし転換価額は以下の(注) 2 に記載のとおり調整されることがある。また、その場合生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

2. 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、以下の算式により調整される。なお、以下の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times 1 \text{株当りの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年 6 月30日	—	1, 230, 188, 073	—	88, 531, 033	—	93, 198, 336

(5) 【大株主の状況】

当第 1 四半期会計期間において、大株主の異動は把握していない。

(注) ㈱みずほコーポレート銀行から平成21年 5 月22日付(報告義務発生日は平成21年 5 月15日)の大量保有報告(変更報告書)の写しの送付があり、㈱みずほコーポレート銀行他共同保有者がそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を同日現在で受けているが、当社として当第 1 四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができない。なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりである。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
㈱みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内 1-3-3	株式 22, 866	1. 85
みずほ証券㈱	東京都千代田区大手町 1-5-1	株式 7, 230	0. 58
みずほ信託銀行㈱	東京都中央区八重洲 1-2-1	株式 40, 801	3. 30
みずほ投信投資顧問㈱	東京都港区三田 3-5-27	株式 5, 620	0. 45
計	—	株式 76, 517	6. 19

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成21年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしている。

① 【発行済株式】

平成21年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 2,474,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,217,547,000	1,217,547	—
単元未満株式	普通株式 10,167,073	—	—
発行済株式総数	1,230,188,073	—	—
総株主の議決権	—	1,217,547	—

(注)「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式15,000株(議決権15個)が含まれている。

② 【自己株式等】

平成21年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本郵船(株)(注)	東京都千代田区丸の内 2-3-2	2,337,000	—	2,337,000	0.18
日本港運(株)	神戸市中央区海岸通 5-1-3	8,000	—	8,000	0.00
三洋海事(株)	大阪市北区梅田 1-2-2-800	15,000	—	15,000	0.00
新和海運(株)	東京都千代田区大手町 1-8-1	90,000	—	90,000	0.00
太平洋汽船(株)	東京都千代田区神田駿河台 4-2-5	24,000	—	24,000	0.00
計	—	2,474,000	—	2,474,000	0.20

(注)株主名簿上は当社名義となっているが、実質的に所有していない株式500株(議決権0個)が含まれている。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年4月	5月	6月
最高(円)	479	462	488
最低(円)	378	402	408

(注) 月別の最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものである。

3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はない。

第5 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成している。

なお、前第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成している。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)に係る四半期連結財務諸表については、監査法人トーマツにより四半期レビューを受け、当第1四半期連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けている。

なお、従来から当社が監査証明を受けている監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなった。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結損益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
売上高	679,600	380,065
売上原価	558,177	356,536
売上総利益	121,422	23,528
販売費及び一般管理費	※1 63,264	※1 49,051
営業利益又は営業損失(△)	58,158	△25,522
営業外収益		
受取利息	1,914	983
受取配当金	3,681	2,065
為替差益	2,344	—
持分法による投資利益	4,656	8
その他	1,435	1,545
営業外収益合計	14,032	4,602
営業外費用		
支払利息	6,531	4,947
為替差損	—	530
その他	548	679
営業外費用合計	7,080	6,157
経常利益又は経常損失(△)	65,110	△27,077
特別利益		
固定資産売却益	4,525	4,432
投資有価証券売却益	—	4,842
その他	1,142	1,410
特別利益合計	5,668	10,685
特別損失		
固定資産売却損	44	219
固定資産除却損	797	—
貸倒引当金繰入額	—	2,057
その他	442	2,033
特別損失合計	1,283	4,311
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	69,494	△20,703
法人税等	※2 23,791	※2 △1,858
少数株主利益	1,343	74
四半期純利益又は四半期純損失(△)	44,359	△18,919

(2) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	138,747	135,770
受取手形及び営業未収入金	163,100	172,458
有価証券	861	779
たな卸資産	※1 40,047	※1 32,856
繰延及び前払費用	44,236	42,401
繰延税金資産	6,373	5,130
その他	111,505	104,208
貸倒引当金	△3,394	△3,015
流動資産合計	501,477	490,588
固定資産		
有形固定資産		
船舶（純額）	695,609	688,860
建物及び構築物（純額）	83,969	76,163
航空機（純額）	5,196	5,222
機械装置及び運搬具（純額）	31,803	29,566
器具及び備品（純額）	6,882	6,499
土地	62,627	59,952
建設仮勘定	282,028	295,423
その他（純額）	6,160	5,968
有形固定資産合計	※2 1,174,278	※2 1,167,656
無形固定資産		
借地権	2,167	1,502
ソフトウェア	10,563	10,834
のれん	21,735	20,043
その他	4,282	4,102
無形固定資産合計	38,749	36,482
投資その他の資産		
投資有価証券	289,116	253,879
長期貸付金	13,677	13,520
繰延税金資産	23,893	31,698
その他	82,536	79,438
貸倒引当金	△5,605	△3,612
投資その他の資産合計	403,619	374,925
固定資産合計	1,616,646	1,579,063
繰延資産	1,577	1,618
資産合計	2,119,701	2,071,270

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び営業未払金	143,940	145,087
1年内償還予定の社債	20,000	20,000
短期借入金	217,199	239,163
コマーシャル・ペーパー	32,000	4,000
未払法人税等	5,295	12,399
繰延税金負債	733	367
前受金	38,816	36,953
賞与引当金	8,609	8,043
役員賞与引当金	133	469
独禁法関連引当金	4,257	8,518
備船解約損失引当金	662	—
その他	94,428	99,983
流動負債合計	566,078	574,988
固定負債		
社債	191,180	191,197
長期借入金	641,117	613,640
繰延税金負債	11,531	10,504
退職給付引当金	16,840	16,060
役員退職慰労引当金	2,369	2,571
特別修繕引当金	16,227	13,498
独禁法関連引当金	1,728	1,728
その他	73,614	65,844
固定負債合計	954,610	915,045
負債合計	1,520,688	1,490,033
純資産の部		
株主資本		
資本金	88,531	88,531
資本剰余金	97,185	97,189
利益剰余金	409,005	426,217
自己株式	△1,500	△1,493
株主資本合計	593,220	610,444
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	36,214	10,935
繰延ヘッジ損益	△36,241	△37,889
為替換算調整勘定	△35,509	△39,369
評価・換算差額等合計	△35,536	△66,323
少数株主持分	41,328	37,116
純資産合計	599,012	581,237
負債純資産合計	2,119,701	2,071,270

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	69,494	△20,703
減価償却費	24,268	23,899
減損損失	—	137
有形及び無形固定資産除売却損益(△は益)	△3,684	△4,193
有価証券及び投資有価証券売却損益(△は益)	△137	△4,842
有価証券及び投資有価証券評価損益(△は益)	157	2
持分法による投資損益(△は益)	△4,656	△8
受取利息及び受取配当金	△5,595	△3,049
支払利息	6,531	4,947
為替差損益(△は益)	810	2,512
売上債権の増減額(△は増加)	△2,948	17,531
たな卸資産の増減額(△は増加)	△9,075	△7,051
仕入債務の増減額(△は減少)	7,614	△7,607
その他	△5,513	△6,251
小計	77,264	△4,674
利息及び配当金の受取額	6,124	5,008
利息の支払額	△6,808	△6,680
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	△54,095	△13,155
営業活動によるキャッシュ・フロー	22,485	△19,500
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△34	△398
有価証券の売却による収入	478	862
有形及び無形固定資産の取得による支出	△116,286	△54,885
有形及び無形固定資産の売却による収入	42,065	55,084
投資有価証券の取得による支出	△3,567	△3,898
投資有価証券の売却による収入	312	12,285
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	—	△3,225
貸付けによる支出	△1,968	△3,065
貸付金の回収による収入	865	1,586
その他	1,094	4,545
投資活動によるキャッシュ・フロー	△77,041	8,889

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	13,036	△20,967
コマーシャル・ペーパーの増減額 (△は減少)	45,000	28,000
長期借入れによる収入	31,476	35,333
長期借入金の返済による支出	△23,414	△25,466
自己株式の取得による支出	△72	△19
自己株式の売却による収入	6	8
配当金の支払額	△14,736	△2,455
少数株主への配当金の支払額	△415	△366
その他	△231	△305
財務活動によるキャッシュ・フロー	50,648	13,759
現金及び現金同等物に係る換算差額	8,349	△700
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	4,442	2,447
現金及び現金同等物の期首残高	115,963	126,768
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	3,469	4,635
連結子会社の決算期変更に伴う現金及び現金同等物の期首残高増減額 (△は減少)	13	△63
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 123,889	※1 133,787

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>連結子会社の数 738社</p> <p>当第1四半期連結会計期間より、NYK BUSINESS SYSTEMS EUROPE LTD. は、新たに設立したため、連結の範囲に含めた。</p> <p>㈱グローバル オーシャン ディベロップメント他33社は、総資産、売上高、純利益及び利益剰余金等とも重要性が生じたため、連結の範囲に含めた。</p> <p>DISCOVER SHIP NAVIGATION S.A. 他13社は株式の取得により、連結子会社となった。</p> <p>LCL CARIBBEAN CORP. 他5社は、総資産、売上高、純利益及び利益剰余金等とも重要性が生じたため、持分法適用の範囲から除外し、連結の範囲に含めた。</p> <p>太平洋海運㈱は株式の追加取得により持分法適用の関連会社から連結子会社となった。</p> <p>CARTER MARITIMA S.A. 他9社は、会社を清算したため、連結の範囲から除外した。</p> <p>MONDIA LOGISTICS S.A. は、平成21年4月1日付をもってNYK LOGISTICS (CHARLEROI) S.A. と合併したため、連結の範囲から除外した。</p>
2. 持分法の適用に関する事項の変更	<p>持分法適用会社の数 非連結子会社 15社 関連会社 61社</p> <p>当第1四半期連結会計期間より、日本マントル・クエスト㈱他4社は、純利益及び利益剰余金等とも重要性が生じたため、持分法適用の範囲に含めた。</p> <p>LCL CARIBBEAN CORP. 他5社は、総資産、売上高、純利益及び利益剰余金等とも重要性が生じ、連結の範囲に含めたため、持分法適用の範囲から除外した。</p> <p>従来持分法適用の関連会社であった太平洋海運㈱は、株式の追加取得により連結の範囲に含めたため、持分法適用の範囲から除外した。</p>
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項の変更	<p>当第1四半期連結会計期間より、連結子会社である㈱ジェネックは決算日を2月28日から3月31日に変更している。決算期変更に伴う1ヶ月間の損益は、利益剰余金の減少として調整している。</p>
4. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>完成工事高及び完成工事原価の計上基準の変更</p> <p>請負工事に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用していたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を当第1四半期連結会計期間から適用し、当第1四半期連結会計期間に着手した工事契約から、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用している。この変更による損益への影響は軽微である。</p>

【表示方法の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
(四半期連結損益計算書関係)	<p>「投資有価証券売却益」(前第1四半期連結会計期間13百万円)は、前第1四半期連結会計期間において特別利益の「その他」に含めて表示していたが、特別利益の総額の100分の20を超えたため、区分掲記している。</p> <p>「貸倒引当金繰入額」(前第1四半期連結会計期間2百万円)は、前第1四半期連結会計期間において特別損失の「その他」に含めて表示していたが、特別損失の総額の100分の20を超えたため、区分掲記している。</p> <p>前第1四半期連結会計期間において区分掲記していた「固定資産除却損」(当第1四半期連結会計期間18百万円)は、特別損失の総額の100分の20以下であるため、当第1四半期連結会計期間においては特別損失の「その他」に含めて表示している。</p>

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
1. 一般債権の貸倒見積高の算定方法 当第1四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定している。
2. 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法 当社及び一部の連結子会社は、法人税等の納付税額の算定に関して、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっている。 前連結会計年度末以降、経営環境等かつ一時差異等の発生状況に、繰延税金資産の回収可能性の判断に影響を及ぼす程度の著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっている。

【追加情報】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
備船解約損失引当金 当第1四半期連結会計期間に持分法適用関連会社から連結子会社に変更となった太平洋海運(株)において、船主に返船した1隻について船主に発生した運航損失のうち太平洋海運(株)が負担すべき金額を見積り、引当金として計上している。

【注記事項】

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)								
※1. 販売費及び一般管理費のうち主要なものは次の通りである。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">従業員給与</td> <td style="text-align: right;">22,479百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">3,685 〃</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">666 〃</td> </tr> </table>	従業員給与	22,479百万円	賞与引当金繰入額	3,685 〃	退職給付費用	666 〃	※1. 販売費及び一般管理費のうち主要なものは次の通りである。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">従業員給与</td> <td style="text-align: right;">17,883百万円</td> </tr> </table>	従業員給与	17,883百万円
従業員給与	22,479百万円								
賞与引当金繰入額	3,685 〃								
退職給付費用	666 〃								
従業員給与	17,883百万円								
※2. 「法人税、住民税及び事業税」と「法人税等調整額」を「法人税等」に一括して表示している。	※2. 同左								

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
※1. たな卸資産の内訳	※1. たな卸資産の内訳
商品及び製品 3,683百万円	商品及び製品 4,006百万円
仕掛品 1,398 "	仕掛品 714 "
原材料及び貯蔵品 34,965 "	原材料及び貯蔵品 28,135 "
※2. 有形固定資産の減価償却累計額 851,984百万円	※2. 有形固定資産の減価償却累計額 834,084百万円
3. 偶発債務	3. 偶発債務
(1) 保証債務等	(1) 保証債務等
連結会社(当社及び連結子会社)以外の会社の金融機関からの借入れ等に対し、債務保証等を行っている。	連結会社(当社及び連結子会社)以外の会社の金融機関からの借入れ等に対し、債務保証等を行っている。
NYK ARMATEUR S. A. S. 35,394百万円	NYK ARMATEUR S. A. S. 33,908百万円
YEBISU SHIPPING LTD. 6,564 "	YEBISU SHIPPING LTD. 6,735 "
OJV CAYMAN 5 LTD. 5,266 "	OJV CAYMAN 1 LTD. 4,708 "
OJV CAYMAN 1 LTD. 4,708 "	OJV CAYMAN 5 LTD. 4,565 "
PENINSULA LNG TRANSPORT NO. 1 LTD. 3,792 "	PENINSULA LNG TRANSPORT NO. 1 LTD. 4,056 "
PENINSULA LNG TRANSPORT NO. 3 LTD. 3,705 "	PENINSULA LNG TRANSPORT NO. 3 LTD. 3,978 "
CAMARTINA SHIPPING INC. 3,680 "	PENINSULA LNG TRANSPORT NO. 2 LTD. 3,939 "
PENINSULA LNG TRANSPORT NO. 2 LTD. 3,671 "	CAMARTINA SHIPPING INC. 3,899 "
INDIA LNG TRANSPORT COMPANY (NO. 1) LTD. 及び (NO. 2) LTD. 3,268 "	INDIA LNG TRANSPORT COMPANY (NO. 1) LTD. 及び (NO. 2) LTD. 3,598 "
TATA NYK SHIPPING PTE. LTD. 2,693 "	飛島コンテナ埠頭(株) 2,063 "
飛島コンテナ埠頭(株) 2,013 "	THE DENHOLM LINE STEAMERS LTD. 1,754 "
THE DENHOLM LINE STEAMERS LTD. 1,635 "	LNG EAST-WEST SHIPPING COMPANY (SINGAPORE) PTE. LTD. 1,560 "
LNG EAST-WEST SHIPPING COMPANY (SINGAPORE) PTE. LTD. 1,558 "	OJV CAYMAN 3 LTD. 1,320 "
OJV CAYMAN 3 LTD. 1,320 "	LAEM CHABANG CRUISE CENTRE CO., LTD. 1,228 "
J5 NAKILAT NO. 3 LTD. 1,273 "	J5 NAKILAT NO. 7 LTD. 1,213 "
J5 NAKILAT NO. 7 LTD. 1,236 "	J5 NAKILAT NO. 6 LTD. 1,203 "
J5 NAKILAT NO. 6 LTD. 1,230 "	J5 NAKILAT NO. 4 LTD. 1,199 "
J5 NAKILAT NO. 4 LTD. 1,228 "	J5 NAKILAT NO. 8 LTD. 1,185 "
J5 NAKILAT NO. 1 LTD. 1,211 "	J5 NAKILAT NO. 3 LTD. 1,185 "
J5 NAKILAT NO. 8 LTD. 1,210 "	J5 NAKILAT NO. 2 LTD. 1,180 "
J5 NAKILAT NO. 2 LTD. 1,202 "	J5 NAKILAT NO. 1 LTD. 1,180 "
ASIA AUTOMOBILE TERMINAL (SINGAPORE) PTE. LTD. 1,191 "	J5 NAKILAT NO. 5 LTD. 1,171 "
J5 NAKILAT NO. 5 LTD. 1,190 "	ASIA AUTOMOBILE TERMINAL (SINGAPORE) PTE. LTD. 1,163 "
PENINSULA LNG TRANSPORT NO. 4 LTD. 1,082 "	PENINSULA LNG TRANSPORT NO. 4 LTD. 1,082 "
船舶保有・貸渡関係会社(2社) 3,060 "	船舶保有・貸渡関係会社(2社) 3,188 "
従業員 2,390 "	従業員 2,461 "
その他44社 7,178 "	その他48社 10,022 "
計 103,959 "	計 104,755 "

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)																					
<p>(2) 連帯債務</p> <table border="1" data-bbox="279 246 782 459"> <thead> <tr> <th>他の連帯債務者</th> <th>連帯債務のうち 他の連帯債務者 負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>㈱商船三井</td> <td>6,340百万円</td> </tr> <tr> <td>川崎汽船㈱</td> <td>2,605 〃</td> </tr> <tr> <td>飯野海運㈱</td> <td>694 〃</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>9,641 〃</td> </tr> </tbody> </table>	他の連帯債務者	連帯債務のうち 他の連帯債務者 負担額	㈱商船三井	6,340百万円	川崎汽船㈱	2,605 〃	飯野海運㈱	694 〃	計	9,641 〃	<p>(2) 連帯債務</p> <table border="1" data-bbox="917 246 1420 459"> <thead> <tr> <th>他の連帯債務者</th> <th>連帯債務のうち 他の連帯債務者 負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>㈱商船三井</td> <td>7,695百万円</td> </tr> <tr> <td>川崎汽船㈱</td> <td>3,162 〃</td> </tr> <tr> <td>飯野海運㈱</td> <td>843 〃</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>11,701 〃</td> </tr> </tbody> </table>	他の連帯債務者	連帯債務のうち 他の連帯債務者 負担額	㈱商船三井	7,695百万円	川崎汽船㈱	3,162 〃	飯野海運㈱	843 〃	計	11,701 〃	
他の連帯債務者	連帯債務のうち 他の連帯債務者 負担額																					
㈱商船三井	6,340百万円																					
川崎汽船㈱	2,605 〃																					
飯野海運㈱	694 〃																					
計	9,641 〃																					
他の連帯債務者	連帯債務のうち 他の連帯債務者 負担額																					
㈱商船三井	7,695百万円																					
川崎汽船㈱	3,162 〃																					
飯野海運㈱	843 〃																					
計	11,701 〃																					
<p>連帯債務のうち当社及び連結子会社負担額は連結貸借対照表の項目のうち、長期借入金及び短期借入金に計上している。</p>	<p>連帯債務のうち当社及び連結子会社負担額は連結貸借対照表の項目のうち、長期借入金及び短期借入金に計上している。</p>																					
<p>(3) 連結子会社が船舶に関して締結しているオペレーティング・リース契約の一部には残価保証の条項が含まれている。残価保証による潜在的な最大支払額は20,050百万円であり、当該オペレーティング・リース契約の購入選択権を行使せずにリース資産を返却することを選択した場合に支払いを実行する可能性がある。なお、当該オペレーティング・リース契約は2018年12月までの間に終了する。</p>	<p>(3) 以下に示す連結子会社がそれぞれ船舶に関して締結しているオペレーティング・リース契約には残価保証の条項が含まれている。残価保証による潜在的な最大支払額及びその支払月は以下の通りであり、当該オペレーティング・リース契約の購入選択権を行使せずにリース資産を返却することを選択した場合に支払いを実行する可能性がある。</p> <table border="1" data-bbox="837 884 1420 1131"> <thead> <tr> <th>連結子会社</th> <th>最大支払額</th> <th>残価支払月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>NYK ORION CORPORATION</td> <td>2,549 百万円</td> <td>2018年3月</td> </tr> <tr> <td>NYK TERRA CORPORATION</td> <td>3,375 〃</td> <td>2018年7月</td> </tr> <tr> <td>RAJA MARITIMA S. A.</td> <td>811 〃</td> <td>2018年9月</td> </tr> <tr> <td>NYK THESEUS CORPORATION</td> <td>2,089 〃</td> <td>2018年11月</td> </tr> <tr> <td>NYK TRITON CORPORATION</td> <td>2,125 〃</td> <td>2018年12月</td> </tr> <tr> <td>MOET SHIPHOLDING S. A.</td> <td>5,041 〃</td> <td>2014年3月</td> </tr> </tbody> </table>	連結子会社	最大支払額	残価支払月	NYK ORION CORPORATION	2,549 百万円	2018年3月	NYK TERRA CORPORATION	3,375 〃	2018年7月	RAJA MARITIMA S. A.	811 〃	2018年9月	NYK THESEUS CORPORATION	2,089 〃	2018年11月	NYK TRITON CORPORATION	2,125 〃	2018年12月	MOET SHIPHOLDING S. A.	5,041 〃	2014年3月
連結子会社	最大支払額	残価支払月																				
NYK ORION CORPORATION	2,549 百万円	2018年3月																				
NYK TERRA CORPORATION	3,375 〃	2018年7月																				
RAJA MARITIMA S. A.	811 〃	2018年9月																				
NYK THESEUS CORPORATION	2,089 〃	2018年11月																				
NYK TRITON CORPORATION	2,125 〃	2018年12月																				
MOET SHIPHOLDING S. A.	5,041 〃	2014年3月																				
<p>(4) 当社及び連結子会社である日本貨物航空㈱が航空機に関して締結しているオペレーティング・リース契約の一部には、残価保証の条項が含まれている。残価保証による潜在的な最大支払額は25,858百万円であり、リース期間終了後に当該リース資産を返却することを選択した場合に支払いを実行する可能性がある。なお、当該オペレーティング・リース契約は2013年12月までの間に終了する。</p>	<p>(4) 連結子会社である日本貨物航空㈱が航空機に関して締結しているオペレーティング・リース契約の一部には残価保証の条項が含まれている。残価保証による潜在的な最大支払額は17,100百万円であり、リース期間終了後に当該リース資産を返却することを選択した場合に支払いを実行する可能性がある。なお、当該オペレーティング・リース契約は2013年12月までの間に終了する。</p>																					
<p>(5) 連結子会社である日本貨物航空㈱は、航空貨物輸送に関わる価格カルテル等に関連して欧州及び韓国当局の調査を受けている。また、上記に関連して、米国において、日本貨物航空㈱は、請求金額を特定しないまま損害賠償請求訴訟(集団訴訟)を提起されている。</p> <p>このうち欧州委員会の調査などについては引当金を計上している。また、その他の調査及び訴訟の結果についても、日本貨物航空㈱の経営成績に影響を及ぼす可能性があるが、現在においても調査が進行中であり、それらの結果を合理的に予測することは困難である。</p>	<p>(5) 世界各国の主要航空会社は航空貨物輸送に関わる価格カルテル等に関連して米欧当局などの調査を受けており、連結子会社である日本貨物航空㈱も、米国、欧州委員会及び韓国の各当局の調査を受けている。また、上記に関連して、米国において、日本貨物航空㈱は、請求金額を特定しないまま損害賠償請求訴訟(集団訴訟)を提起されている。</p> <p>このうち米欧当局の調査については、当連結会計年度より引当金を計上している。その他の調査及び訴訟の結果は、日本貨物航空㈱の経営成績に影響を及ぼす可能性もあるが、現在においても調査が進行中であり、それらの結果を合理的に予測することは困難である。</p>																					

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
※1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	※1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金勘定 127,782百万円	現金及び預金勘定 138,747百万円
預入期間が3ヶ月を超える 定期預金 $\Delta 3,893$ "	預入期間が3ヶ月を超える 定期預金 $\Delta 4,960$ "
現金及び現金同等物 123,889 "	現金及び現金同等物 133,787 "

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日
至 平成21年6月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	1,230,188

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	2,402

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月23日 定時株主総会	普通株式	2,455	利益剰余金	2	平成21年3月31日	平成21年6月24日

(2) 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会
計期間末後となるもの

該当事項なし。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)

その他有価証券で時価のあるものが、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、か
つ、当該有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日に比べて著しい
変動が認められる。

	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額(百万円)
(1) 株式	120,245	177,923	57,677
(2) 債券	58	58	0
(3) その他	117	94	$\Delta 22$
合計	120,421	178,076	57,655

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

	定期船 事業 (百万円)	不定期 専用船 事業 (百万円)	物流 事業 (百万円)	ターミ ナル関 連事業 (百万円)	客船 事業 (百万円)	航空運送 事業 (百万円)	不動 産業 (百万円)	その他 の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高											
(1) 外部顧客に 対する売上高	162,805	297,720	127,026	27,212	12,698	20,772	2,386	28,977	679,600	—	679,600
(2) セグメント間 の内部売上高 又は振替高	1,329	1,580	730	8,688	—	2,629	506	28,422	43,887	(43,887)	—
計	164,134	299,301	127,757	35,901	12,698	23,402	2,893	57,399	723,488	(43,887)	679,600
営業利益 又は損失(△)	△2,865	57,244	2,348	2,468	910	△2,393	895	△452	58,155	2	58,158
経常利益 又は損失(△)	△2,683	62,544	2,580	2,210	825	△2,285	1,145	769	65,108	2	65,110

(注) 1. 事業区分の変更

事業区分の方法については、役務の種類・性質の類似性に経営組織との一体性を加味して区分しているが、経営管理上採用している区分に合わせる為に、従来「その他の事業」に含めて表示していた旅行業を「物流事業」に含める事とした。なお、この事業区分の変更がセグメント情報に与える影響は軽微である。

2. 事業区分の方法

日本標準産業分類を参考とした役務の種類・性質の類似性に経営組織との一体性を加味して区分している。

3. 各事業区分に属する主要な事業・役務の名称

定期船事業……………外航貨物海運業、船舶貸渡業、運送代理店

不定期専用船事業……外航・沿海貨物海運業、船舶貸渡業、運送代理店

物流事業……………倉庫業、貨物運送取扱業

ターミナル関連事業…コンテナターミナル業、港湾運送業、曳船業

客船事業……………客船の保有・運航業

航空運送事業……………航空運送業

不動産業……………不動産の賃貸・管理・販売業

その他の事業……………機械器具卸売業(船舶用)、その他運輸付帯サービス業、情報処理サービス業、石油製品の卸売業、その他

4. 営業費用の中の共通費は、すべてセグメント別に配賦している。

当第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

	定期船 事業 (百万円)	不定期 専用船 事業 (百万円)	物流 事業 (百万円)	ターミ ナル関 連事業 (百万円)	客船 事業 (百万円)	航空運送 事業 (百万円)	不動 産業 (百万円)	その他 の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高											
(1) 外部顧客に 対する売上高	86,855	155,167	77,548	22,164	9,440	10,821	2,288	15,778	380,065	—	380,065
(2) セグメント間 の内部売上高 又は振替高	1,308	1,877	277	5,539	—	1,237	505	19,028	29,775	(29,775)	—
計	88,164	157,045	77,826	27,704	9,440	12,059	2,794	34,807	409,841	(29,775)	380,065
営業利益 又は損失(△)	△18,485	1,028	△1,474	199	△550	△6,479	880	△645	△25,526	3	△25,522
経常利益 又は損失(△)	△18,619	△1,525	△1,540	222	△656	△6,523	1,299	262	△27,081	3	△27,077

(注) 1. 事業区分の方法

日本標準産業分類を参考とした役務の種類・性質の類似性に経営組織との一体性を加味して区分している。

2. 各事業区分に属する主要な事業・役務の名称

定期船事業……………外航貨物海運業、船舶貸渡業、運送代理店

不定期専用船事業……………外航・沿海貨物海運業、船舶貸渡業、運送代理店

物流事業……………倉庫業、貨物運送取扱業

ターミナル関連事業…コンテナターミナル業、港湾運送業、曳船業

客船事業……………客船の保有・運航業

航空運送事業……………航空運送業

不動産業……………不動産の賃貸・管理・販売業

その他の事業……………機械器具卸売業(船舶用)、その他運輸付帯サービス業、情報処理サービス業、石油製品の卸売業、その他

3. 営業費用の中の共通費は、すべてセグメント別に配賦している。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	その他 の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	511,567	48,749	82,736	33,916	2,630	679,600	—	679,600
(2) セグメント間 の内部売上高 又は振替高	5,892	9,190	4,437	3,934	799	24,255	(24,255)	—
計	517,459	57,939	87,174	37,851	3,429	703,855	(24,255)	679,600
営業利益 又は損失(△)	41,831	2,471	10,142	3,573	20	58,038	119	58,158
経常利益 又は損失(△)	47,965	2,565	9,305	5,190	101	65,128	(18)	65,110

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。

2. 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) 北米……………米国、カナダ

(2) 欧州……………英国、ドイツ、オランダ、イタリア、フランス、ベルギー

(3) アジア……………シンガポール、タイ、香港、中国

(4) その他の地域……………オーストラリア

3. 営業費用の中の共通費は、すべてセグメント別に配賦している。

当第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	その他 の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	274,479	32,395	45,495	22,896	4,798	380,065	—	380,065
(2) セグメント間 の内部売上高 又は振替高	8,405	6,869	4,520	3,523	425	23,743	(23,743)	—
計	282,884	39,265	50,016	26,419	5,223	403,809	(23,743)	380,065
営業利益 又は損失(△)	△28,673	△473	3,174	199	130	△25,642	119	△25,522
経常利益 又は損失(△)	△25,683	△441	828	1,239	234	△23,821	(3,256)	△27,077

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。

2. 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) 北米……………米国、カナダ

(2) 欧州……………英国、ドイツ、オランダ、イタリア、フランス、ベルギー

(3) アジア……………シンガポール、タイ、香港、中国

(4) その他の地域……………オーストラリア

3. 営業費用の中の共通費は、すべてセグメント別に配賦している。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

	北米	欧州	アジア	その他の地域	計
I 海外売上高(百万円)	165,214	156,658	141,762	111,058	574,694
II 連結売上高(百万円)					679,600
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	24.3	23.1	20.9	16.3	84.6

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。

2. 各区分に属する主な国又は地域

(1) 北米……………米国、カナダ

(2) 欧州……………英国、ドイツ、フランス、イタリアなど欧州各国

(3) アジア……………東南アジア、東アジア、南西アジア、中近東各国

(4) その他の地域……………オセアニア、中南米、アフリカ各国

3. 海外売上高のうち、主なものは外航海運業収益と物流事業収益である。

当第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

	北米	欧州	アジア	その他の地域	計
I 海外売上高(百万円)	85,613	77,381	88,684	58,184	309,862
II 連結売上高(百万円)					380,065
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	22.5	20.4	23.3	15.3	81.5

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。

2. 各区分に属する主な国又は地域

(1) 北米……………米国、カナダ

(2) 欧州……………英国、ドイツ、フランス、イタリアなど欧州各国

(3) アジア……………東南アジア、東アジア、南西アジア、中近東各国

(4) その他の地域……………オセアニア、中南米、アフリカ各国

3. 海外売上高のうち、主なものは外航海運業収益と物流事業収益である。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)		前連結会計年度末 (平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	454.22円	1株当たり純資産額	443.16円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	36.12円	1株当たり四半期純損失金額	△15.41円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	34.29円	なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載していない。	

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額(△)及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額算定上の基礎は、以下の通りである。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額		
四半期純利益又は四半期純損失(△)(百万円)	44,359	△18,919
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益 又は四半期純損失(△)(百万円)	44,359	△18,919
期中平均株式数(千株)	1,227,973	1,227,795
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	△10	—
(うち受取利息(税額相当額控除後))	(△10)	—
普通株式増加数(千株)	65,243	—
(うち新株予約権付社債)	(65,243)	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	—	—

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間
(自 平成21年4月1日
至 平成21年6月30日)

1. 太平洋海運㈱との株式交換契約締結について

当社及び太平洋海運㈱は、平成21年5月28日に両社間で締結された当社による太平洋海運㈱の完全子会社化に関する基本合意書に基づき、両社間で交渉、協議及び検討を重ねた結果、平成21年7月27日に開催されたそれぞれの取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、太平洋海運㈱を株式交換完全子会社とする株式交換の方法により太平洋海運㈱を当社の完全子会社とすることを決議し、株式交換契約を締結した。この株式交換において、当社は、株式交換の効力発生日（平成21年12月1日）の前日の太平洋海運㈱の株主名簿に記載又は記録された同社の株主（当社を除く）の所有する同社の株式数に0.244を乗じた数の当社の普通株式を交付する。なお、当社は、会社法第796条第3項の規定により、株主総会の承認を得ないでこの株式交換を行う予定である。

2. 社債発行について

平成21年7月27日開催の取締役会における包括発行決議に基づき第28回及び第29回無担保社債を発行し、払込期日である平成21年8月11日に、それぞれの社債発行総額である30,000百万円、計60,000百万円の払込を受けている。その概要は以下のとおりである。

(1) 第28回無担保社債（5年債）

- ① 券面総額
30,000百万円
- ② 発行価額の総額
30,000百万円
- ③ 発行価格
各社債の金額100円につき金100円
- ④ 利率
年0.968%
- ⑤ 償還期限
平成26年8月11日（満期一括償還）

- ⑥ 資金使途
設備資金に充当予定

(2) 第29回無担保社債（10年債）

- ① 券面総額
30,000百万円
- ② 発行価額の総額
30,000百万円
- ③ 発行価格
各社債の金額100円につき金100円
- ④ 利率
年1.782%
- ⑤ 償還期限
平成31年8月9日（満期一括償還）

- ⑥ 資金使途
設備資金に充当予定

2【その他】

該当事項なし。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8 月 6 日

日本郵船株式会社
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 公認会計士 永 田 高 士 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 板 垣 雄 士 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 京 嶋 清 兵 衛 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 五 十 嵐 徹 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本郵船株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結損益計算書、四半期連結貸借対照表及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本郵船株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月12日

日本郵船株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	永	田	高	士	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	板	垣	雄	士	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松	浦	利	治	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	五	十	嵐	徹	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本郵船株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結損益計算書、四半期連結貸借対照表及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本郵船株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年8月13日

【会社名】 日本郵船株式会社

【英訳名】 Nippon Yusen Kabushiki Kaisha

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長・社長経営委員 工 藤 泰 三

【最高財務責任者の役職氏名】 代表取締役・専務経営委員 内 藤 忠 顕

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目3番2号

【縦覧に供する場所】 日本郵船株式会社横浜支店
(横浜市中区海岸通三丁目9番地)

日本郵船株式会社名古屋支店
(名古屋市西区牛島町6番1号)

日本郵船株式会社関西支店
(神戸市中央区海岸通一丁目2番31号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長・社長経営委員工藤泰三及び当社最高財務責任者である代表取締役・専務経営委員内藤忠顕は、当社の第123期第1四半期(自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。